

広島県告示第六百九十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定によって、次のとおり指定居宅サービス事業の廃止の届出があった。

平成二十一年七月二十三日

広島県知事 藤田雄山

指定居宅サービス事業者	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会福祉法人 沼隈社会福祉 協会	福山市沼隈町 草深一八八九 番地の二六	沼隈社会福祉 協会訪問入浴 サービスふく し	福山市沼隈町 草深一八八九 番地の二六	訪問入浴介護	平成二十一年 三月三二日	
社会福祉法人 東城有栖会	庄原市東城町 川西九四七番 地二	東寿園訪問看 護ステーション	庄原市東城町 川西九六四番 地	訪問看護	平成二十一年 三月三二日	
医療法人紅十 字会	福山市三吉町 四丁目一番一 五号	総合病院三愛	福山市三吉町 四丁目一番一 五号	通所リハビリ テーション	平成二十一年 四月三〇日	
医療法人社団 三康会	三原市宗郷一 丁目三番一二 号	ヘルパース テーション宗 郷	三原市宗郷二 丁目三番三六 号	訪問介護	平成二十一年 五月三二日	
サンキ・ウエ ルビー株式会 社	広島市西区商 工センター六 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ルビー介護セ ンター船越	広島市安芸区 船越南三丁目 二五―二八 MOMOBIL 二〇一	訪問介護	平成二十一年 六月三〇日	
株式会社HI RO	福山市蔵王町 一六二番地一	デイサービス センターMa o	福山市蔵王町 一六二番地一	通所介護	平成二十一年 六月三〇日	